

大町市空き家に付属する農地に関するフローチャート

1 大町市空き家に付属する農地への指定申請方法

(農地所有者より申請)

申請内容及び手続き書類等	担当課等
空き家バンクに空き家情報の登録	まちづくり交流課
空き家に付属する農地の相談 ①空き家に付属する農地指定申請書 (様式第1号)	農業委員会事務局



申請書に基づく調査 (現地確認等)	農業委員会事務局
農業委員会総会で審議【毎月15日までに申請があった案件】 空き家に付属する農地の設定 (又は未設定) の決定 毎月下旬	
告示 申請者への結果を通知 担当部署 (まちづくり交流課) へ設定 (又は未設定) の結果報告	
空き家バンクに農地情報を追加	



2 農地売買等の申請方法

(農地所有者、農地譲受者双方による申請)

農地法第3条申請 設定された後、毎月5日～15日 空き家に居住することが確認できる売買契約書若しくは賃借契約書の写し又は居住の意思を確認できる書類を添付	農業委員会事務局
農業委員会総会で審議 毎月下旬	
農地法第3条許可書の交付 毎月初旬	
不動産の所有権移転又は権利設定の登記手続き	長野地方務局大町支局



3 農地の権利の移転又は権利設定後の手続き

(農地譲受者による届出)

②遊休農地を解消した届出書 (様式第2号)	農業委員会事務局
届出書に基づく調査 (現地確認等)	
農業委員会総会で審議【毎月15日までに届出があった案件】 空き家に付属する農地の設定の解除の決定 毎月下旬	
告示	